

○草津市議会傍聴規則

平成10年4月1日  
議会規則第1号

草津市議会傍聴規則(昭和42年議会規則第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席および報道関係者席に分ける。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で必要事項を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者または責任者が、必要事項を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 報道関係者および議長の許可を得た特別傍聴者は、前2項の規定にかかわらず、傍聴することができる。

(傍聴券の交付および返還)

第4条 議長は、必要があると認めたときは、一般席の傍聴券を交付して、その人員を制限することができる。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、次のとおりとする。

(1) 一般傍聴席 50人

(2) 報道関係者席 12人

(傍聴券等の提示)

第6条 傍聴券の交付を受けた傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(議場への入場禁止)

第7条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 人に危害を加えまたは迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 威圧的な服装をしている者またはその類を着用している者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の意思を表示するものを携帯している者

- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類または拡声器、ラジオその他の音響装置等の大きな音のするものを携帯している者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者  
(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 大きな声や音を発する等騒ぎ立てないこと。
- (3) 威圧的な行動をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙しないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器の使用（着信音を発することを含む。）をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影および録音等の禁止)

第10条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 法第130条第1項および第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。